

秋田県少子化対策応援ファンド協賛  
「少子化対策支援定期預金パートⅣ」の商品概要

(募集期間:平成26年2月3日～平成26年3月31日)

1 商品概要	「少子化対策支援定期預金」は、預金残高の0.05%を、秋田県の少子化対策に支援する事を目的とし、当組合が秋田県へ寄付し、県は秋田県少子化対策基金に積み立てるものです
2 販売対象	個人のみ
3 契約期間	1年(自動継続方式)
4 預入方法 ①受入方法 ②受入金額	一括預入 5万円以上(上限はありません)
5 利息 ①適用金利 ②計算方法	店頭表示金利を適用します 自動継続自由金利型定期預金規定に準じます
6 利子課税	利息の20.315%(国税15.315%、地方税5%)が源泉分離課税されます(復興特別所得税を含みます)。ただし、マル優ご利用の場合は除きます
7 中途解約時の取扱い	原則満期日前の解約はできませんが、万一、満期日前に解約する場合は、解約日の前日までの期間について、所定の中途解約利息をお支払いいたします。
8 予定販売額	6億円
9 募集期間	平成26年2月3日(月)から平成26年3月31日(月)までといたします ただし、予定販売額に達した場合には、その時点でお取扱いを中止いたします
10 寄付金支払	少子化対策支援定期預金の残高の0.05%を、当組合が秋田県へ寄付(平成26年3月予定)し、県は少子化対策応援ファンド事業の原資とするため、秋田県少子化対策基金に積み立てをします
11 商品コード	
12 その他	○総合口座の担保としても利用できます。(貸越利率は、担保預金の利率の1.0%高) ○自動継続(元金継続または元利金継続)以外のお取扱いはできません。 ○本商品は、預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます
13 秋田県からの優待サービス	○サポーターパスポート 「少子化対策支援定期預金」にお預入れしていただいた際に、お渡しする秋田県“少子化対策応援ファンド”サポーターパスポート交付申込書によるお申込で、県内公共施設等での、優待サービスが利用できる「サポーターパスポート」を呈呈します。「サポーターパスポート」の有効期限は、預入開始日から1年間で、利用できるのは、お申込者本人のみとしています。また、施設によっては、使用回数限度があります ※優待施設及び優待サービス内容は追加される場合があります、詳細は秋田県少子化対策局のホームページでご確認ください